（別紙）

しょうゆの日本農林規格の確認案に対して寄せられた意見の概要及び意見に対する考え方について

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する当省の考え方は、下表のとおりです。

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
規格全般		
なぜ確認が必要なのでしょうか。	1	日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第六条に基づき、JASは、制定、改正等から５年以内にJAS調査会に付議して、なお適正であるかどうかを確認し、必要があるときは改正又は廃止しなければなりません。これは、市場・技術的動向等を踏まえつつ当該JASが適切な内容となるよう維持管理を行う必要があるからです。 なお、本JASについては、JAS調査会において、現行の内容がなお適正であることが確認されたところです。
日本食文化の根幹である醤油の定義は変更する必要はないと考えるため、現在も有効であると考える。	1	本JASの定義については、JAS調査会において、現行の内容がなお適正であることが確認されたところです。
品質を保持してください。	1	本JASは、しょうゆの適合すべき品質基準について定めており、引き続き品質が保持されるものと考えます。